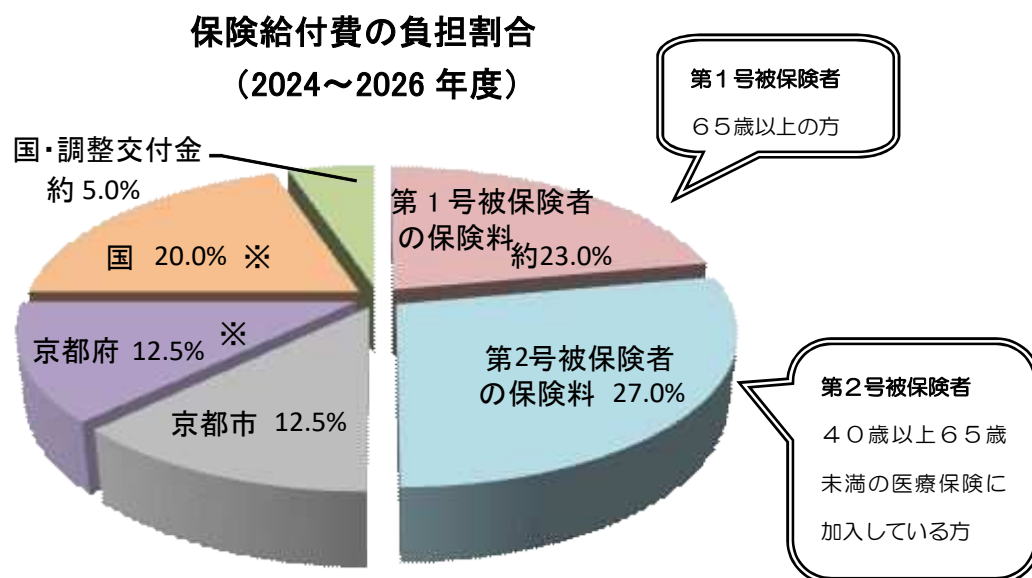


《参考1》 第1号被保険者の介護保険料

1 第1号被保険者の介護保険料の負担の仕組み

介護保険制度は、国、地方自治体、40歳以上の市民のそれぞれの負担によって、社会全体で高齢者の介護を支える社会保険制度であり、第9期プラン期間（2024～2026年度）は、第8期と同様に、保険給付費のうち第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合が約23%、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方）の負担割合が27%となる予定です。

第1号被保険者の介護保険料（以下「保険料」という。）は、市民に提供される総サービス量に基づき算定しているため、介護サービスが充実し、サービス利用が多い市町村ほど保険料が高く設定されることになります。



2 本市における保険給付費の状況及び第9期プランでの見込み

保険料算定の基礎となる第9期プラン計画期間中の保険給付費・地域支援事業費（第7章で見込んだ各サービスを利用していただくために必要な費用）については、現時点では未確定な要素（介護報酬改定等）があり、正確な額をお示しできませんが、4,896億円程度となる見込みです。

	第9期計画（見込み）	第8期計画
保 険 給 付 費	4,676 億円程度	4,375 億円
地 域 支 援 事 業 費	220 億円程度	230 億円
合 計	4,896 億円程度 (第8期比6%程度上昇)	4,605 億円

これまでの計画期間における給付費の状況は以下のとおりです。

第8期プラン計画期間においては、現在のところ、保険給付費はほぼ計画どおりに推移しています。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
保険料基準額（月額）	2,958 円	3,866 円	4,760 円	4,510 円	5,440 円	6,080 円	6,600 円	6,800 円
保険給付費（計画値）	1,568 億円	2,185 億円	2,508 億円	2,684 億円	3,191 億円	3,670 億円	3,987 億円	4,375 億円
保険給付費（実績値）	1,687 億円	2,196 億円	2,344 億円	2,724 億円	3,183 億円	3,567 億円	3,892 億円	—

3 第1号被保険者の保険料

第9期の保険料基準額（月額）は、次の方法により算定します。

$$\left(\begin{array}{l} \text{保険給付費} \times \text{約} 23\% \text{ ※1} \\ + \text{地域支援事業費} \times 23\% \\ + \text{財政安定化基金拠出金} \text{ ※3} \\ - \text{介護給付費準備基金（積立金）取崩額} \end{array} \right) \div \text{補正後被保険者数} \div 12 \text{月} \text{ ※2}$$

※1 第1号被保険者の所得分布や75歳以上の後期高齢者の割合によって国の調整交付金が異なることから、第1号被保険者の負担割合は市町村ごとに異なります。標準的な市町村では23%となります。

※2 事業運営期間における各所得段階ごとの第1号被保険者数の見込数に、各段階の基準額に対する割合を乗じて得た人数を合計した数

※3 第9期における京都府介護保険財政安定化基金拠出金は0円

第9期保険料については、今後国で予定されている介護報酬改定等の影響により、変動が見込まれるため、現時点で具体的な算定を行うことはできません。

本市の第8期保険料は68ページのとおり設定しましたが、今後の国の動向に留意しつつ、これらの影響を踏まえ、第9期保険料の設定を行っていく必要があります。

【参考】第8期の第1号被保険者の保険料

段階	対象者の所得金額等			保険料率 (基準額×料率)	保険料年額(月額)
第1段階	・本人が生活保護を受給している場合 ・本人が老齢福祉年金を受給し、本人及びすべての世帯員が市民税非課税である場合			0.3	24,480円 (2,040円)
第2段階	本人及びすべての世帯員が市民税非課税の場合(本人が単身の場合を含む)	本人の前年中の課税年金収入額 ＋ 本人の前年の課税年金に係る所得以外の * 合計所得金額	80万円以下	0.43	35,088円 (2,924円)
第3段階			80万円超 120万円以下		
第4段階			120万円超	0.7	57,120円 (4,760円)
第5段階	本人が市民税非課税で世帯員の中に市民税(減免前)課税者がいる場合	* 合計所得金額	80万円以下	0.9	73,440円 (6,120円)
第6段階	本人が市民税(減免前)課税の場合	本人の前年の * 合計所得金額	80万円超	基準額	81,600円 (6,800円)
第7段階			125万円以下	1.1	89,760円 (7,480円)
第8段階			125万円超 190万円未満	1.35	110,160円 (9,180円)
第9段階			190万円以上 400万円未満	1.6	130,560円 (10,880円)
第10段階			400万円以上 700万円未満	1.85	150,960円 (12,580円)
第11段階			700万円以上 1,000万円未満	2.1	171,360円 (14,280円)
			1,000万円以上	2.35	191,760円 (15,980円)

* 合計所得金額は、繰越控除前の金額である。土地建物等の長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額とする。

第1～5段階

合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額(給与所得と公的年金等に係る所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額)から10万円を控除する。

第6～11段階

合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合は、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除する。